

# ○航空自衛隊気象勤務規則

昭和35年5月20日 航空自衛隊達第23号

航空幕僚長 空将 源田実

改正	昭和35年10月14日	航空自衛隊達第45号	平成元年3月16日	航空自衛隊達第16号
	昭和36年9月22日	航空自衛隊達第57号	平成6年4月5日	航空自衛隊達第18号
	昭和39年3月31日	航空自衛隊達第18号	平成25年12月16日	航空自衛隊達第80号
	昭和43年1月24日	航空自衛隊達第3号	令和元年6月27日	航空自衛隊達第14号
	昭和61年4月7日	航空自衛隊達第9号		

航空自衛隊気象勤務規則を次のように定める。

航空自衛隊気象勤務規則（登録報告）

## 目次

第1章 総則（第1条－第3条の2）

第2章 観測（第4条－第9条）

第3章 予報（第10条－第12条）

第4章 気象支援（第13条－第22条）

第5章 気象通信（第23条・第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、航空自衛隊の気象業務を、有効適切に運営するため必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則に用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に示すとおりとする。

- (1) 気象とは、大気の諸現象をいう。
- (2) 航空気象とは、航空機に影響を及ぼす気象をいう。
- (3) 観測とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。
- (4) 予報とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- (5) 気象ウオーニングとは、重大な災害発生のおそれある旨を警告して行なう気象の予報をいう。
- (6) 気象監視とは、特定の基地、空域及び航空路の気象又は、特定の航空機の遭遇する気象を、絶えず監視予察し必要に応じ、所要の気象勧告を行なうことをいう。
- (7) 電波の異状伝ぱんとは、電波が気象的原因により正常の伝ぱんをしないことをいう。
- (8) 気象業務とは、航空自衛隊の任務達成を支援するために行なう気象に関する業務をいい、通常次に掲げる各号の業務をいう。
  - ア 気象の観測、記録及びその成果の報告通報
  - イ 気象に関する情報の収集整理
  - ウ 各種気象図の作成
  - エ 気象支援の実施
  - オ ア、ないしエ、に関する調査、研究統計の作成及び成果の発表
  - カ ア、ないしオ、の業務を行なうにつき必要な附帯業務
- (9) 気象支援とは、航空自衛隊の任務達成を、容易にするため行なう気象

情報の提供をいい、通常次に掲げる業務の実施をいう。

ア 気象の予報及びブリーフィング

イ 気象ウオーニング

ウ 気象監視

エ 電波の異状伝ぱんの予報

オ 気象観測の成果及び気象情報の提供

(10) 気象所とは、気象業務に従事する所定の人員、気象器材及び気象通信施設を有し、継続して気象業務を行なう施設をいう。

(11) 気象通信とは、気象情報を電氣的通信手段により収集又は通報するために行なう通信をいう。

(気象所の規模)

第3条 気象所の規模、実施する気象業務の種類、及び勤務時間は、別に示すところによる。

(気象観測及び予報を行う者の資格)

第3条の2 気象観測及び予報は、資格を有する者が行われなければならない。

2 前項の資格は、航空支援集団司令官の定めるところによる。

## 第2章 観測

(気象所の観測施設の設置廃止に伴う報告)

第4条 航空支援集団司令官は気象所の観測施設を設置又は廃止した場合、航空幕僚長に別紙の様式により、設置又は廃止後30日以内に報告するものとする。(報告統制章号09-H9-AR(C-2))

(気象観測及び気象通報の要領)

第5条 気象観測及び気象通報の要領は、気象庁が、気象官署航空気象観測業

務実施要領（昭和32年9月10日気管第214号）により定めた航空気象観測指針及び航空気象報通報要領（昭和35年10月22日気業第246号）により定めた航空気象通報式に準じて実施するものとする。

（操縦者による気象通報）

第6条 操縦者による気象通報は、航空機の運航に関する達（平成19年航空自衛隊達第29号）第33条の規定によるものとする。

2 前項の通報を受けた気象所は、前条の規定によりその内容を記録し、必要とする部隊等に通報するものとする。

（航空警戒管制部隊及び場外離着陸場を保有する部隊等による気象通報）

第7条 航空支援集団司令官は、航空警戒管制部隊に対し、レーダー等による気象情報又は気象観測の成果の通報を依頼することができる。

2 航空支援集団司令官は、場外離着陸場を保有する部隊等に対し、気象観測の成果の通報を依頼することができる。

3 前2項の実施要領は、航空総隊司令官と航空支援集団司令官とが協議して定めるものとする。

（航空機による気象観測）

第8条 航空支援集団司令官及び飛行部隊の長は、単独又は協同して、航空機による気象観測を実施することができる。

2 前項の観測を実施するため、気象幹部又は気象観測員は航空機にとう乗することができる。

（管制塔員の行う気象観測）

第9条 管制塔員は管制塔において、特定の気象観測を行うことができる。その資格の付与、観測実施の要領及びその通報等に関しては航空支援集団司令

官の定めるところによる。

### 第3章 予報

#### 第10条 削除

(予報の通報先)

第11条 第20条に定める場合を除き、気象の予報は航空自衛隊に対して行なうものとする。

(作業の基準)

第12条 気象図の作成等気象予報の準備のため行う作業については、航空支援集団司令官の定める基準によるものとする。

### 第4章 気象支援

(司令部等に対する気象支援)

第13条 気象隊長は当該基地に所在する司令部、又は本部等を支援するため気象資料の提供、気象に基づく勧告等を行なうものとする。

(航空機に対する気象支援)

第14条 航空機に対する気象支援は、次に掲げる各号の定めるところによる。

- (1) 飛行に必要な気象のブリーフィングの実施
- (2) 要求された気象の観測、解析および予報並びにその他の気象情報の提供
- (3) 飛行気象予報紙の記入
- (4) 気象監視の実施
- (5) 気象ウオーニングの実施

(飛行気象予報紙の記入)

第15条 飛行気象予報紙の記入は、その飛行のための気象の予報及びブリーフ

イングを行つた後、行うものとする。その記入の要領は、航空支援集団司令官の定めるところによる。

(気象監視)

第16条 気象隊長は気象監視を行ない、所要に応じ勧告を行なうものとする。

(飛行中の航空機に対する気象支援)

第17条 飛行中の航空機は、管制塔、航空交通管制本部又は航空警戒管制部隊を経由しあるいは直後に気象の予報及び気象観測の提供を要求することができる。

2 前項の要求があつたときは、気象隊長は速かに気象支援を行わなければならない。

(管制隊及び飛行場勤務隊に対する気象支援)

第18条 気象隊長は、当該基地の管制隊長及び飛行場勤務隊長に対し、その任務遂行に必要な気象ブリーフィング、気象予報及び観測諸元の提供等を行なうものとする。

2 前項の実施の要領は、気象隊長とこれらの隊長との協議によつて定めるものとする。

(航空警戒管制部隊に対する気象支援)

第19条 航空警戒管制部隊に対する気象支援は、原則として、防空指令所所在地の気象隊長が、防空指令所に対しては直接行い、防空監視所に対しては防空指令所を経由して、これを行うものとする。

2 防空指令所及び防空監視所は最寄りの他の気象隊長に気象支援を要求することができる。

3 前2項に関する気象支援の実施の要領は航空総隊司令官と航空支援集団司

令官が協議して定めるところによる。

(航空自衛隊に属しない航空機等に対する気象支援)

第20条 気象隊長は、航空自衛隊に属しない部隊、機関及び航空機から要求があつた場合は、航空自衛隊の部隊、機関及び航空機に対する気象支援に準じて行うことができる。

(気象ウオーニング)

第21条 気象隊長は、気象が航空機、基地施設又は、通信施設等に重大な影響を及ぼすことが予想されたときは、別に定めるところにより気象ウオーニングを行わなければならない。

第22条 削除

#### 第5章 気象通信

(気象通信系)

第23条 航空自衛隊の行う気象通信は、原則として別に定める気象通信系によつて行うものとする。

(運営及び実施の要領)

第24条 気象通信系の運営及び気象通信実施の要領は別に定めるところによる。

#### 第6章 雑則

(気象資料の保存期間)

第25条 気象業務のため作成した気象資料の保存期間は航空支援集団司令官の定めるところによる。

(委任)

第26条 航空支援集団司令官は、本規則の実施に必要な細部事項を、定めるこ

とができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和35年5月20日から施行する。
- 2 航空自衛隊気象勤務暫定規則（昭和32年10月23日航空自衛隊達第42号）は廃止する。

附 則（昭和35年10月14日航空自衛隊達第45号）

この達は、昭和35年10月14日から施行する。

附 則（昭和36年9月22日航空自衛隊達第57号）

この達は、昭和36年9月22日から施行し、航空総隊司令官、飛行教育集団司令官および航空方面隊司令官（西部航空方面隊司令官を除く。）にかかる改正規定は昭和36年6月12日から、その他の改正規定は昭和36年7月15日から適用する。

附 則（昭和39年3月31日航空自衛隊達第18号）

この規則は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則（昭和43年1月24日航空自衛隊達第3号）

- 1 この達は、昭和43年1月24日から施行する。
- 2 この達施行の際現に作成されている従前の規定による様式の内紙類は、残存部数にかぎり使用することができる。

附 則（昭和61年4月7日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和61年4月7日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成6年4月5日航空自衛隊達第18号）



この達は、平成 6 年 5 月 2 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日航空自衛隊達第 8 0 号）

この達は、平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 2 7 日航空自衛隊達第 1 4 号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別紙（第4条関係）

気象観測施設設置（廃止）報告

（報告統制章号09－H9－AR（C－2））

1 観測施設の位置

県 郡 村 番地

北緯 度 分 秒

東経 度 分 秒

水銀気圧計象牙針の高さ（平均海面上） 米

2 観測の目的

3 観測施設の明細

（主要な気象測器を列記する。ただし風向風速計については、その本体の地上からの高さを付記すること）

4 観測の種類及び時刻

種 目（空の状態（目視）天気（目視）……等と記入する）

時 刻

5 観測の開始（廃止）期日

注：1 次の略図を添付するものとする（12部）。

観測施設を設置した場所及びその場所を中心とする半径約5キロメートル以内の地勢等を示す略図（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。